

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 三晃空調  
大阪府大阪市北区西天満3-13-20

2. 指名停止措置期間

平成26年3月17日から平成26年5月16日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

公正取引委員会は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思慮して、同法第74条第1項の規定に基づき、平成26年3月4日、設備工事会社8社及び同犯罪当時に被告発会社8社で設備工事の請負等の業務に従事していた8名を検事総長に告発した。

株式会社三晃空調について、告発された従業者が一般役員等にあたることから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第7号に該当するとして、東北地方整備局から2ヶ月間の指名停止を受けている。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については2ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070